

議案第 25 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定する。

よって、同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

別 表

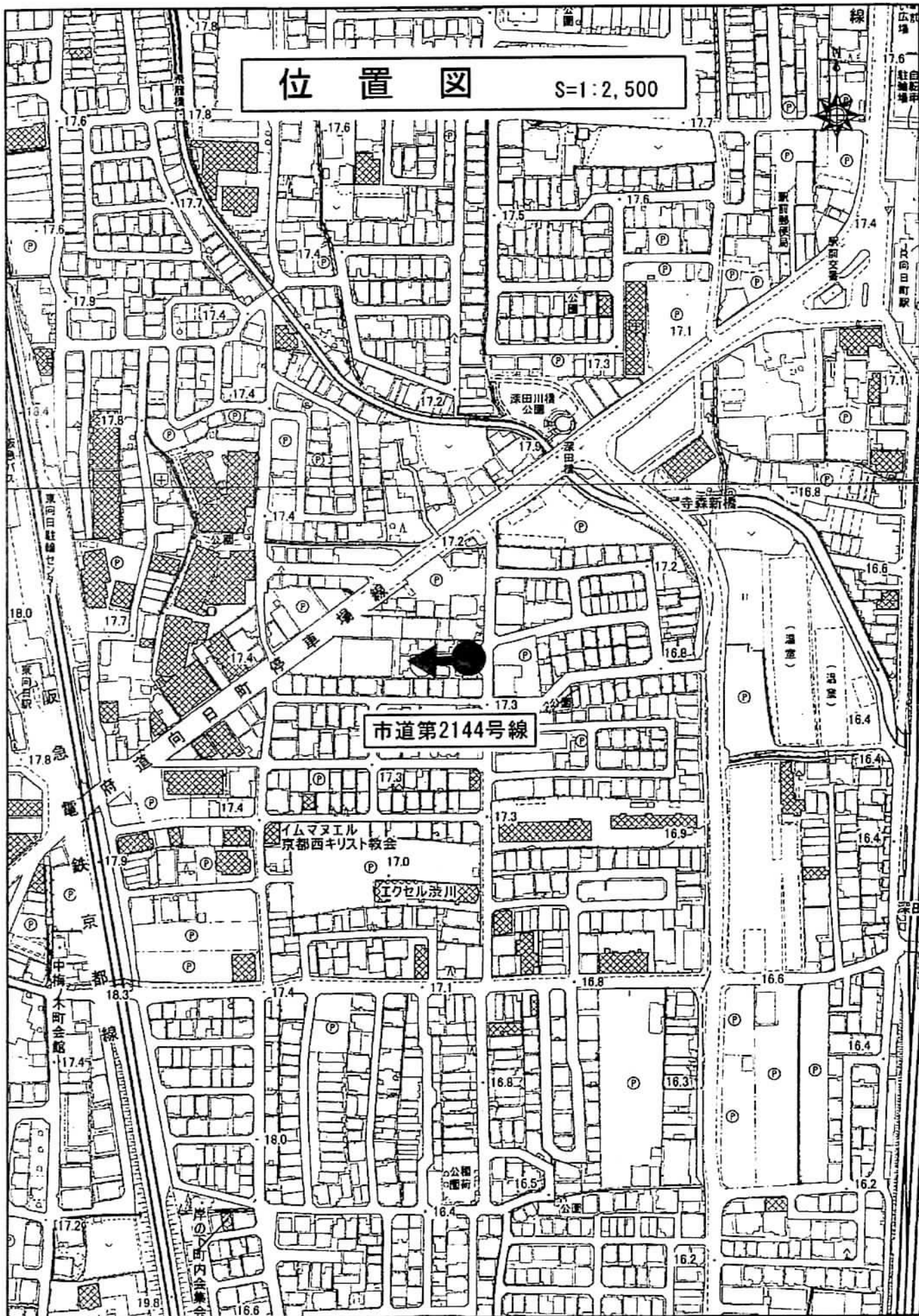
番号	路線名	起 終	点 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
1	市道第2144号線	向日市寺戸町東田中瀬14番地7先 向日市寺戸町東田中瀬14番地11先		36.7 メートル	6.0メートル～ 12.2メートル
2	市道第2145号線	向日市寺戸町殿長21番地6先 向日市寺戸町殿長21番地5先		37.8 メートル	6.0メートル～ 12.1メートル
3	市道第6117号線	向日市上植野町切ノ口4番地3先 向日市上植野町切ノ口20番地35先		44.1 メートル	6.0メートル～ 12.4メートル
4	市道第6118号線	向日市上植野町泰田14番地6先 向日市上植野町泰田14番地11先		44.2 メートル	6.0メートル～ 12.0メートル

(認定理由)

1 から 4 までの路線は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づく開発行為による宅地造成地内の道路であり、本市に帰属したので認定するものである。

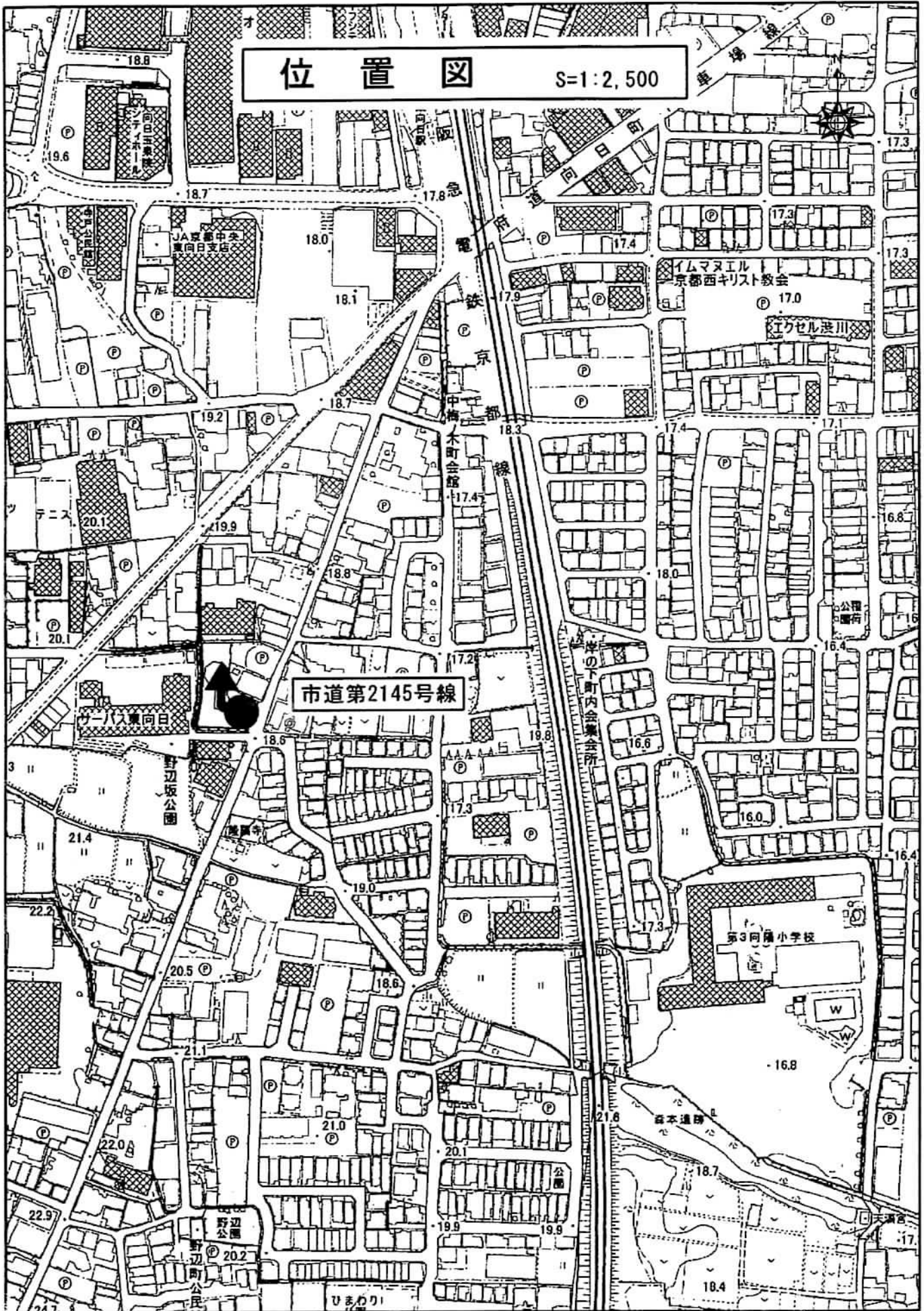
位置図

S=1:2,500



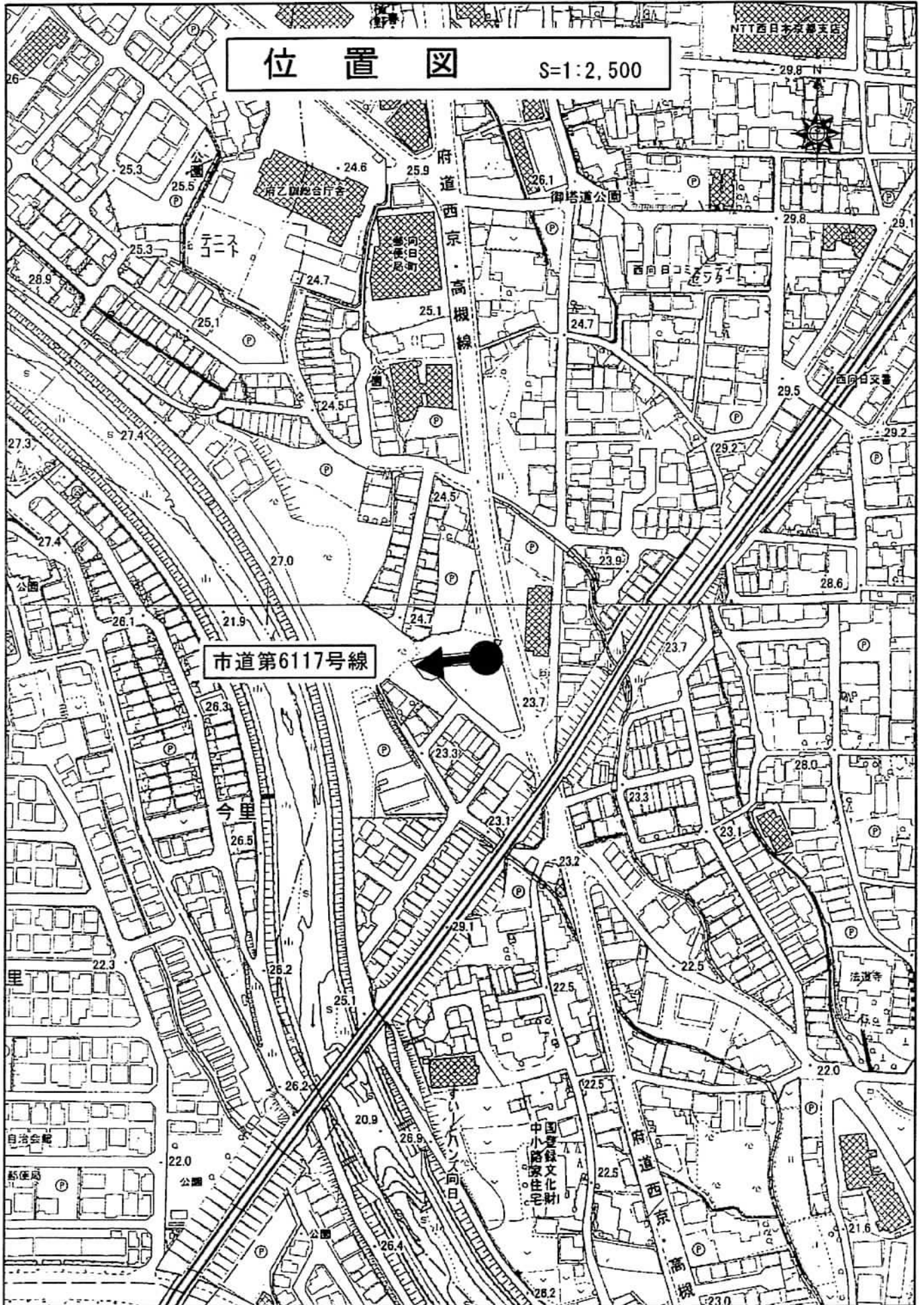
位置図

S=1:2,500



位置図

S=1:2,500



位置図

S=1:2,500

